

ASIA FOCUS NEWSLETTER

Newsletter

November 2025

本ニュースレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄
パートナー
+81 3 6271 9517
masao.katsuyama@bakermckenzie.com

竹中 陽輔
パートナー
+81 3 6271 9548
yosuke.takenaka@bakermckenzie.com

富本 聖仁
パートナー
+81 3 6271 9710
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com

和田 卓也
パートナー
+81 3 6271 9716
takuya.wada@bakermckenzie.com

増本 充香
パートナー
+81 3 6271 9534
mika.masumoto@bakermckenzie.com

北村 裕幸
カウンセラー
+81 3 6271 9758
hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com

藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com

河邊 美杉
アソシエイト
+81 3 6271 9470
misugi.kawabe@bakermckenzie.com

Asia Focus Newsletter 2025 年 11 月版

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

ベトナム: 包括的な AI ガバナンスの枠組みのための AI 法案を発表 (2025/10/3)

ベトナム科学技術省(MST)は AI 法案を公表し、2025 年 10 月 20 日まで意見募集を行った。同法は 2026 年 1 月 1 日施行予定であるが、禁止行為及び規制のサンドボックスに関する規定は施行後 12 か月、高リスク AI システムに対する義務は 18 か月後に適用される。AI 法案の主要な点は、AI システム活動の基本原則、リスクベースの類型化とガバナンス、役割に応じた責任、技術革新のインセンティブと支援等である。

ベトナム: 個人情報保護法を読み解く - GDPR に触発された独自のルール

(2025/10/17)

ベトナムは 2025 年 6 月 26 日に個人データ保護法(PDP 法)を可決成立させ、2026 年 1 月 1 日から施行する。同法は既存の PDP 政令を発展させ、GDPR に類似する構造を持ちながら国家安全保障等の独自要素を加えた。適用範囲、法的根拠、越境移転、違反報告等を規定し、多国籍企業に重要な影響を与えるものである。詳細は年内に公布予定の政令で明確化される見込みである。

ベトナム: 戦略的貿易管理に関する新政令 (2025/10/28)

2025 年 10 月 10 日、ベトナム政府は戦略的貿易管理に関する政令を公布し同日に施行した。同政令は大量破壊兵器、通常兵器及びデュアルユース品(軍民両用品)を含む戦略的貿易品の輸出、再輸出のための一時輸入、積み替え、通過及び越境移転を包括的に規制する。同政令は、デュアルユース品について、ライセンス要件の対象となるデュアルユース品の包括的なカタログの確立、認証された内部コンプライアンスプログラムを有する企業向け二段階ライセンス制度の導入、年次報告や 5 年間の記録保存等の企業の義務等を新たに設けている。

フィリピン: QT 雇用速報(2025 年第 2 四半期) (2025/10/6)

同速報はフィリピンにおける 2025 年第 2 四半期の雇用関連規制の最新情報を提供する。労働雇用省(DOLE)は、祝日における賃金支払指針、職場健康増進施策、ジェンダー平等及び労働安全に関する改正規則等、複数の勧告及び省令を発出した。また、移民労働者省(DMW)は、詐欺被害者への財政支援や人材紹介会社の住宅規制等の海外就労者(OFW)を支援する施策を導入した。立法面での進展としては、国家労働ロード

マップを提案する上院法案や一定地域の特別休日を定める新共和国法がある。さらに、最近の最高裁判決も、主要な労働問題を明確化し、労働者保護と使用者の責任を強化している。

フィリピン: エネルギー省がエネルギー分野におけるカーボンのクレジットの生成・管理・モニタリングのガイドラインを発表 (2025/10/22)

2025 年 10 月、フィリピンエネルギー省(DOE)は、カーボンのクレジットの生成・管理・モニタリングに関する一般ガイドラインを発表した。同ガイドラインは、エネルギー分野で生成されるカーボンのクレジット証書(CCC)に関する政策枠組みを定めるものであり、温室効果ガス又はエネルギー消費量の大幅な削減をもたらす CCC の生成が可能な適格プロジェクト又はプログラムを列挙し、また、CCC の所有権、使用及び移転の枠組みを定める。CCC の生成対象となる活動には石炭火力発電所の早期廃止、再生可能エネルギーシステムの導入及び拡張、EV への移行、技術革新やプロセス最適化によるエネルギー使用量及び排出量の削減等が含まれる。CCC は国際コンプライアンス市場、国内コンプライアンス市場又は DOE が認定する排出量取引制度、並びにボランタリー市場で取引可能である。DOE はガイドラインの実施を確保するためタスクフォースを設置する。

タイ: タイ中央銀行は金融機関の 5%株式保有に関する報告規則を強化 (2025/10/20)

タイ中央銀行は、金融機関の所有構造に対する監督を強化し透明性を促進するため通知を発出し、2025 年 9 月 27 日に施行した。同通知は、金融機関又は金融事業グループの親会社として機能する持株会社の、発行済株式総数の 5%以上を保有するすべての者について、最終実質的所有者(UBO)までの所有関係を考慮の上報告することを求める等、報告義務を強化している。

タイ: タイの外国為替の規制環境に関する新たな地平へのさらなる一歩 — 外国為替管理規制における主要な緩和措置 (2025/10/30)

2025 年 9 月 1 日、タイ中央銀行は、外国為替の規制環境を発展させるための大型プロジェクトの一環として、外国為替管理規制における緩和措置を発表した。同措置は、タイの外国為替管理法の要件を緩和するものであり、タイのミューチュアルファンド及びプライベートファンドに対し、海外のデジタル資産に投資するために外国通貨をタイ国外へ送金することの解禁等が含まれている。同措置は 2025 年 12 月 1 日に施行される。

インドネシア: 投資・下流産業省(BKPM)が、事業許可の取得及び要件に関する施行規則を発表 (2025/10/22)

インドネシア投資・下流産業省(BKPM)は、事業許可の取得及び要件に関する施行規則を発表した。同施行規則は、2025 年 6 月 5 日に制定されたリスクベースによる事業許可に関する政府規則第 28 号 (GR 28)に基づき、事業許可の取得プロセスと要件を体系化し、効率化することを目的としている。

台湾: サイバーセキュリティマネジメント法の改正 (2025/10/7)

2025 年 9 月 24 日、改正サイバーセキュリティマネジメント法が公布され、近日中に施行される予定である。同改正は、サイバー空間において増大する脅威に対応し、政府と社会のレジリエンスを強化することを目的とし、①同法の適用対象の拡大、②最高情報セキュリティ責任者(CISO)の任命及び専任のサイバーセキュリティ担当者の配置の義務化、③デジタル発展省(MODA)への調査権限の付与、④サイバーセキュリティ侵害事象の報告義務違反や法令違反に対する罰則の強化等が内容となっている。

台湾: 個人情報保護法の改正 (2025/10/29)

2025 年 10 月 17 日、立法院は改正個人情報保護法を可決し、同改正法は 2026 年中に施行される見込みである。同改正により、新たに個人情報保護委員会(PDPC)が設置されるほか、データ侵害が発生した場合、非政府機関(民間企業等)はデータ主体への通知義務のみならず、個人情報保護委員会への報告義務も負う可能性が生ずる。

シンガポール: シンガポール金融管理局(MAS)、責任あるデジタル金融広告及びコンテンツ制作に関するガイダンスを発表 (2025/10/13)

2025 年 9 月 25 日、シンガポール金融管理局(MAS)は、責任あるデジタル金融広告及びコンテンツ制作に関するガイダンスを発表した。これは、デジタル広告に関する行動基

準ガイドライン(2026年3月25日施行予定)及び責任ある金融コンテンツ作成に関するガイドからなり、金融機関及びオンラインコンテンツの制作者に対し、責任ある専門的な方法でデジタル広告を行うことを求め、消費者の誤解を招くおそれのある金融コンテンツの拡散を防止することを目的としている。シンガポール金融管理局は同ガイダンスを積極的に執行する意向を示しており、無免許で金融に関する助言を提供した可能性のある5名のコンテンツ制作者に勧告を行う予定である旨を、既に明らかにしている。

編集後記

今月号担当の富本、増本、藤原、河邊です。

今月は情報セキュリティ・デジタルガバナンス分野に関連する法令やガイドラインのご紹介が多くなっています。特に、ベトナムと台湾では、ともに個人情報保護法の制定や改正があり注目されます。アジア地域においては各国政府が台頭する新たなテクノロジーやサービスによる革新を阻害せず、一方で社会の安全と倫理を守る柔軟な法制度の構築を目指す動きが加速しています。これらの動向は企業側にコンプライアンス対応の重要性の再認識を迫り、グローバル事業におけるリスク管理の観点からも注視すべきものといえます。

先月号では、「オーストラリア:『つながらない権利』 — 施行から1年、働き方は本当に変わったのか」、そして、「フィリピン:外国人雇用許可(AEP)の処理及び交付に関する新指針」がトップ2となり、海外労働分野の注目が高いことが示されました。



富本



増本



藤原



河邊